

下水道管渠更生に係る施工管理資格要件について

令和2年4月1日から、管更生工事の適正な施工と品質確保を目的に、瀬戸内市上下水道部下水道課が発注する管更生工事の請負業者(元請業者)に必要な施工管理資格要件を定めているが、2年間の経過措置が終了するため、令和4年4月1日から次のとおり付するものとする。

管更生工事の配置技術者(元請業者)に必要な施工管理資格要件

配置技術者(元請業者)の施工管理資格は、土木一式工事で求められる資格のほか、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会下水道管路更生管理技士資格またはこれと同等以上の資格を有することとする。

なお、同等以上の資格とは、以下のいずれかの資格をいう。

- ・公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)」
- ・一般社団法人 日本管更生技術協会「下水道管きよ更生施工管理技士」

留意事項

- 1) 瀬戸内市の土木一式工事の入札参加有資格者であり、管更生工事の施工管理資格の有資格者を雇用している場合や新規で雇用した際には、瀬戸内市(下水道課)へ技術者の登録を行うこと。登録がない技術者については有資格者と認められない。
登録に必要なもの
 - ・土木一式工事における施工管理資格の証明書類
 - ・管更生工事で必要とされる施工管理資格の証明書類
 - ・健康保険証等の雇用が証明できるもの
- 2) 管更生工事の落札が決定した際には、現場代理人届出書へ配置技術者の登録証明書の写しを添付して提出をすること。配置技術者の変更を行う場合についても同様とする。
- 3) 講習等の修了証を用いた交付済の登録証明書は失効しており、その技術者も登録から抹消されている。
- 4) 有資格者との雇用契約を解除した場合には、当該有資格者の登録証明書を瀬戸内市(下水道課)へ速やかに返却を行うこと。

【問い合わせ先】

瀬戸内市下水道課工務係

TEL:0869-22-5151